

5月26日以降の横浜霊園の運営につきまして

政府が、昨日（5月25日）、新型インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づいて緊急事態宣言を解除したことを受けて、本日（26日）より、開園時間を下記のとおり通常に戻します。利用者の皆様にはご不便をおかけし、申し訳ございませんでした。

開園時間：午前9時～午後5時

なお、緊急事態宣言が解除されても、新型コロナウイルス感染の危険がなくなったわけではありませんので、今後、「3密」（密閉、密集、密接）を避ける形での運営とさせていただきます。法事等については今後、対応させて頂く所存ですが、参加人数の制限等についてご理解ご協力のほどをお願い致します。

詳しくは管理事務所までお問い合わせください。

2020年5月26日

横浜霊園管理事務所

電話：045（891）7811